

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

検証実施に関する補充意見書

2017(平成28)年3月1日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博	盛	
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金	敏	寛	
同 弁護士	池	上	遊	
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	尾	崎	英	司
同 弁護士	朴	憲	浩	

他49名

頭書事件について、原告ら代理人は、検証を実施していただくべくさらに下記のとおり意見を申し述べます。

記

第1 在日朝鮮人の民族教育の権利の内実や価値は、朝鮮学校という現場で、教育活動を「五官」で感じなければ心証をとれないこと

1 朝鮮学校での民族教育が原告ら生徒に与えるもの

九州朝鮮高校を含む全国の朝鮮学校は、戦後、日本の植民地支配のため自国の言語や文化を奪われた、当時日本で生活する朝鮮人たちが、帰国に際して必要な言語を取り戻すために自力で設立し、現在に至るまで存続、維持発展させてきた特色ある学校である。

そこで行われてきた教育は、「その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、・・・又は自己の言語を使用」（国際人権B規約27条、子どもの権利条約30条等）したものであり、まさに国際人権諸条約、日本国憲法により保障される民族教育の権利の実施形態である。

九州朝鮮高校における民族教育が、原告ら生徒にどのような影響を与えてきたのかは、本件事件の当事者である原告らの陳述書（甲B号証）から明らかである。

原告らの陳述の主題は、朝鮮語を身につけられたことや、朝鮮の文化、歴史を学べたことといった、表面的・記号的なところには決してとどまらない。

多くの陳述書に共通して表されるのは、「朝鮮人としての誇り」、「在日1世、2世、両親、先輩らへ感謝」、「後輩のために」、「同胞社会」、「助け合い」、「連帯感」といった言葉である。

九州朝鮮高校における民族教育が原告らに与えている重要なものは、根強い民族差別の残る旧宗主国日本の地において、「在日朝鮮人」という出自を肯定的にとらえることを可能にするとともに、世代の先後を問わず、同じ境遇にいる

(いた) 同胞らとの紐帯を感じあい、確認・継承できる点にある。

民族教育の内実や価値を「日本学校におけると同様の教育が、在日朝鮮人の当事者によって、全て朝鮮語で行われている」という程度で認識してしまっただけは、本件事件の本質を大きく見誤る。

2 九州朝鮮高校という民族教育の現場で、総体としての教育活動を見聞することが重要であること

生徒らに上記のような影響を与える九州朝鮮高校での民族教育は、授業、課外活動といった定型的な項目だけに個別的に切り分けて構成できないし、理解できないことは自明である。

授業外での生活指導や、それに対する反発までも含む生徒教師間の対話、休憩時間の何気ない日常会話をも含む生徒同士の交流など、朝鮮学校という現場で、同胞生徒、同胞教師、関係者によって繰り広げられる人格的な触れあいの総体こそが、「その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、・・・又は自己の言語を使用する権利」(国際人権B規約27条、子どもの権利条約30条等)としての、民族教育の権利の本質である。

民族教育活動の総体は文章や言葉で表現し切れるものではなく、それを読むだけでは不十分であるし、動画や写真など、撮影者によって断片的に切り取られたものを観察することも、民族教育の権利を理解するためには何の助けにもならない。

朝鮮学校で行われる民族教育の価値は、朝鮮学校という生の現場で見聞することではしか感じ取ることができない。

3 九州朝鮮高校という「場」に身を置くこと自体が重要であること

九州朝鮮高校における民族教育が、上記のような価値を発揮するにあたっては、朝鮮学校という「場」の存在自体も、重要な役割を果たしている。

原告ら九州朝鮮高校の生徒は、同胞の教師ら、他の生徒らとともに、九州朝

鮮高校の校舎、運動場、体育館などの「場」で、同じ空間、時間、いわば学校生活を共有して成長してきた。

一方、九州朝鮮高校から一歩外に出たとき、民族差別の根強い日本社会において、在日朝鮮人が在日朝鮮人であることを開示して生きることや、同じ民族的出自を持つ他者と出会うことは、容易なことではない。

原告らを含む九州朝鮮高校の生徒が、卒業後に日本社会に出ても、「朝鮮人としての誇り」を保てるのは、朝鮮学校という「場」での同胞との共通経験を想起できるからであり、あるいは朝鮮学校において、いまも自分が受けたと同じような民族教育が行われていると想像できるからである。

そして、そのような彼彼女らの経験や想像を裏打ちするのは、九州朝鮮学校という「場」の風景、においや温度、雰囲気、空気感といった要素である。

それらの要素は、直接現場に身を置き、原告らの経験を想像し、追体験しようとしなければ理解できず、ひいては民族教育の権利の内実や価値について心証を得ることはできない。

4 まとめ

以上のとおり、原告らの民族教育の権利の内実や価値を理解するためには、九州朝鮮高校という「場」に身を置き、総体としての生の教育活動に触れ、裁判官の目・耳・鼻・舌・皮膚でもって、原告らの経験に思いを巡らせることが不可欠である。

第2 日本社会の差別や偏見から解放されるためにも、九州朝鮮高校での検証の実施は不可欠であること

1 朝鮮学校、朝鮮総連、朝鮮共和国へのバイアスと被告の主張立証活動

日本国内では一部メディアや市民団体により、朝鮮学校、朝鮮総連、朝鮮共和国等に対する、被告が引用するような否定的なイメージが盛んに流布されている。

このような差別や偏見の渦中において、被差別当事者からの発信は大きな広がりを持ちえず、反論、反証行為は簡単には信用されない。

日本社会の構造として、朝鮮学校はスティグマ（ネガティブなレッテル）を背負わされているのである。そこに通っていた原告らも同様である。

そしてそれはマジョリティである「日本国民」側のバイアス（偏り）として表れる。

本訴訟で特徴的なのは、被告国が朝鮮学校等についての根拠無き報道等のバイアスを主張立証活動に援用、利用するという、国と日本社会の差別意識との協力関係が存在していることである。

2 検証を実施することの有用性

裁判官も日本国籍を持ち、日本国内に住所をもつ「日本国民」であり、日常生活から朝鮮学校や総連、朝鮮共和国に対する差別、偏見に基づく情報にさらされている。また、それを利用した被告国による主張立証活動にも直面している。すなわち、裁判官も日本国内に存在する差別、偏見から自由ではない。

一方、国外に目を向けると、被告国が朝鮮学校を無償化制度から除外し続けていることについて、再三にわたって国連から勧告を受けている。

裁判官は、差別を禁止する各種人権条約の名宛人である。また、各種人権条約やその良心に従い独立して（憲法76条3項）、適切に心証を得て判決を書かなければならない。

そのためにも、裁判官自身が、日本国内に蔓延する差別や偏見から解放されなければならない。そのためにも、当事者が民族教育を行う現場、「生」の教育活動を直接見聞きすることが不可欠である。

今後、原告らの一部について人証申請する予定である。その立証事項には、原告らの享受する民族教育の権利と、本件事件によって被った精神的損害が含まれ、九州朝鮮高校での経験も多く供述することになる。

原告らの人証手続に入る前に、その供述の基礎となる九州朝鮮高校を直接訪れておくことは、充実した審理のために大いに役立つことは明らかである。

3 まとめ

裁判官において、真実性が疑われる一部マスメディアや市民団体による、朝鮮学校、朝鮮総聯、朝鮮共和国に対する差別や偏見から解放され、充実した認証手続を行うためには、九州朝鮮高校での検証は不可欠である。

第3 さいごに

- 1 被告国は、朝鮮学校が朝鮮総連や朝鮮共和国の影響下にあり、「不当な支配」がないとの十分な確証が得られないことを、本件不指定処分の主な理由として指摘する。しかし、これまで主張してきた通り、結局どのような関係になればよいのかもわからず、それは究極的には朝鮮総連や朝鮮共和国との関係を断つことを迫るものである。

このことは、2016年3月29日、被告国が、朝鮮学校を各種学校として認可している28都道府県の知事に対し、「朝鮮学校に関しては、我が国政府としては、北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総聯が、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしている」ことを理由として、朝鮮学校にかかる補助金の公益性の検討及び適正な執行並びに「補助金の趣旨・目的に関する住民への情報提供」を求める「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について（通知）」を発出し、事実上、朝鮮学校に対して支給されている補助金を停止するよう促したことと同じである。

被告の主張は、朝鮮学校における民族教育の核心部分の変容、民族教育の権利の放棄、要するに民族教育を止めなければ、無償化制度のみならず、補助金を支給しないというものである。

被告国による本件不指定処分に至る経緯や補助金見直し通知からも明らかのように、被告国による朝鮮学校政策は、対朝鮮共和国との外交政策の一環とし

てなされており、この点については、繰り返し準備書面で主張しているところである。

- 2 無償化法は、受給権者である生徒個人に対し、その者らが受ける「教育」自体に対して就学支援金を支給する制度である。

九州朝鮮高校を含む全国の朝鮮学校が、無償化制度から不当に差別・排除されたとき、他の学校での教育に比べて劣位におかれるのは、朝鮮学校での教育自体、原告らの民族教育を受ける権利である。

このことこそが原告らの精神的損害を増幅させるのである。

原告らは、単に無償化制度から排除されたことをもって苦しんでいるのではなく、無償化制度から除外されたことにより、原告らが何故苦しみ、何故本件訴訟の原告として名乗り出たのかを知ることができなければ、本件訴訟を判断することは不可能である。

原告らが制度から排除されたことのみをもって苦しむのであれば、被告国が指摘するように、朝鮮学校ではなく日本学校に進み、速やかに無償化制度の恩恵を受けることが可能であったが、本件原告らはその道を選択しなかった。

原告らが安易な道を選択せず、あえて、差別や偏見が蔓延する日本社会に立ち向かうという道を選択したのかについて、裁判官は今一度原告らの陳述書を読み直し、その点について熟考していただきたい。

- 3 原告らは、今後の日本社会を担っていく貴重な人材である。日本に生まれながらにして、朝鮮学校において民族教育を学んだ原告らこそ、真の意味での国際社会・共生社会を形成していく重要な人材である。

その一方で日本社会においては、在日朝鮮・韓国人に対する差別や偏見が増幅された結果、「ヘイトスピーチ」に関する数々の問題が起こり、2016年には、「ヘイトスピーチ対策法（本法外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」が成立するに至っている。

本件訴訟は、被告国により不当な差別を受けた原告らが、朝鮮学校での民族教育を受ける権利を回復させることはもちろんのこと、「ヘイトスピーチ」等の日本国籍者以外の者に対する差別や人権侵害の解消に直結する、今後の日本社会の明暗を分ける重要な訴訟であることを強調しておきたい。

- 4 以上のとおり、本件訴訟の重要性及び本件訴訟の当事者となった原告らの真の訴えや真の苦しみを知らるためにも、九州朝鮮高校における検証は絶対に実施されなければならない。

裁判官においては、本件訴訟を数ある事件の一つと位置づけず、自身やその子孫らにも影響を及ぼすほどに意義深い訴訟であることを自覚し、自らの良心に従って、勇気ある決断を下してくれることを期待したい。

以上